

第1章 都市の現状と課題

1. 都市の位置・地勢、沿革

(1) 位置・地勢

本市は、平成18年3月27日、小川町、美野里町及び玉里村が合併して市制を施行し、小美玉市となりました。

位置特性は、茨城県のほぼ中央部に位置し、東京から約80km、県都水戸から約20km、業務核都市の土浦、つくばに約20kmの距離にあり、南部は霞ヶ浦に面しています。

交通条件は、市の西部をJR常磐線が南北に通過し、JR羽鳥駅があるほか、広域幹線道路として常磐自動車道、国道6号、国道355号が通っており、本市の東側に隣接して南北に東関東自動車道水戸線が計画されています。

地勢特性は、起伏の少ない平坦な地形であるため、可住地面積が広く市街地の他に集落が広く分散しているのが特徴です。

本市は、茨城県のほぼ中央で3つの中核拠点都市地域の間位置し、さらに、陸路（高速道路3路線）、海路（重要港湾2港）に囲まれ、そして空路（茨城空港）により、「陸・海・空一体交通体系」となる等の、位置的優位性や地の利を生かした都市づくりが重要となっています。



(2) 沿革

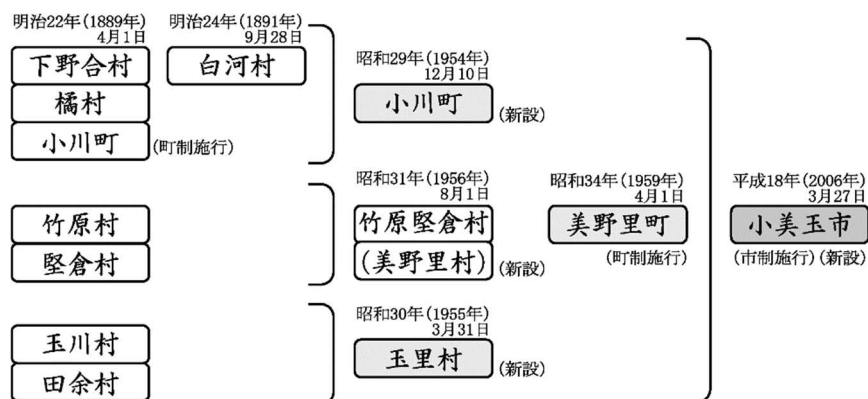
明治4年(1871)の廃藩置県により、小川・美野里地域は、茨城県に、玉里地域は、新治県の所轄になった後、明治8年(1875)には、新治県が茨城県に統合されました。

さらに、明治22年(1889)には市町村制が施行され、本市の基礎となる7町村が誕生しました。その後、昭和28年(1953)「町村合併促進法」が施行されたのに伴い、小川町、美野里町、玉里村が誕生しました。

この間、昭和13年(1938)には筑波海軍航空隊百里原分遣隊が設置され、その跡地を中心に昭和41年(1966)に航空自衛隊百里基地が開設されました。

そして、合併特例法の改正を背景とした、いわゆる平成の大合併により平成18年3月27日、小川町、美野里町及び玉里村が合併し市制を施行し、「小美玉市」が誕生しました。

■図一本市の合併の変遷



2. 上位関連計画と本市の現況

2-1 上位関連計画の整理

(1) 茨城県都市計画マスタープラン（平成 21 年 12 月）

■土地利用に関する方針

- ・小美玉市などの地域においては、北関東自動車道や茨城空港などの広域交通ネットワークを活用した新たな物流・産業拠点の形成を推進します。現在の工業地の生産環境の向上や未利用地への企業立地を推進するとともに、産業構造の転換を踏まえた適正な土地利用の誘導を図ります。
- ・農業との調和のとれた土地利用を図り、田園空間が身近にある良好な住宅地の維持・形成に努めます。更に、土地区画整理事業により整備された住宅地や、今後、計画的に整備される住宅地においては、地区計画制度などの活用により良好な住宅地を維持・形成します。

(2) 茨城県総合計画～「新しい茨城」への挑戦～（平成 30 年 11 月）

【地域区分毎の基本方向】

- 観光 歴史 芸術・県都水戸ゾーンは、県都水戸を中心に、人・モノ・情報が活発に行き交い、北関東の発展を先導する中核的な都市圏を形成するとともに、周辺地域との強い連携体制を構築した産業拠点として発展しています。

(3) 小美玉都市計画区域マスタープラン（茨城県、令和 3 年 9 月）

■都市づくりの基本理念

- ・県都水戸を中心に、人・モノ・情報が活発に行き交い、北関東の発展を先導する中核的な都市圏を形成するとともに、豊かな自然環境や農業環境との調和を図りつつ、茨城空港などの広域ネットワークをいかした交流拠点や産業拠点としての発展を目指す。
- ・生活に必要な都市機能の集約と地域間の連携（コンパクト＋ネットワーク）を図ることにより、人口減少下においても持続可能な都市づくりを進める。
- ・活発な地域防災活動や住民を守るライフラインの整備を進めるなど、災害に強い強靱な都市を目指す。

(4) 小美玉市第 2 次総合計画（平成 30 年 3 月）

■まちづくりの将来像

「ひともの地域」が輝き はばたく ダイヤモンドシティ～見つける。みがく。光をあてる。～

■土地利用の基本方針～エリアの配置方針～

陸の交流エリア	羽鳥駅の橋上化に伴う駅周辺や都市計画道路など都市基盤の整備を進めるとともに、けやき通り周辺などの環境を生かしたにぎわいのある交流空間を形成します。
空の交流エリア	北関東の空の玄関口、県域の陸・海・空の交通結節点として、交流空間の充実を図り、公園・広場や緩衝緑地を配置し、茨城空港テクノパークへの産業立地を促進します。
水の交流エリア	貴重な地域資源である霞ヶ浦の環境保全を図るとともに、地域固有の人・文化・景観などの資源を生かしながら、潤いとにぎわいのある交流空間を形成します。
ゲートウェイエリア	にぎわいと快適空間の形成を図るため、土地利用の適切な規制・誘導による計画的な土地利用を推進するために「茨城空港線」の沿道整備の促進に努めます。
空港アクセス沿道エリア	「石岡小美玉スマート I C アクセス道路」の整備による交通ネットワークの形成により、経済・産業活動の活性化を目指し、土地利用の適切な規制・誘導による計画的な土地利用を推進します。

(5) 小美玉市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和 2 年 3 月）

【目指すべき将来の方向】

- 若い世代の結婚・出産・子育てへの意識改革と希望の実現。
- 小美玉市らしさを生かした魅力あふれるまちを目指します。
- 安定した雇用の創出と市内就業人口の増加を目指します。
- 市民が住み続けたいと感じるまちを目指します。

(6) 第 2 期小美玉市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ダイヤモンドシティ・プロジェクト

（令和 2 年 3 月）

■「空・陸・水の交流エリア」と「文化・観光・出会い創出」の連携

市内に点在する拠点施設を交流の場として連携させ、より多くの出会いを創出する場へと発展させていきます。茨城空港を中心とした空の交流エリア、JR 羽鳥駅を核とした陸の交流エリア、霞ヶ浦周辺を含む水の交流エリアを活用し、文化・観光・地域資源を効果的に発信することで、交流人口・関係人口を創出し、人と人の出会いを生み出す好循環を確立することを目指します。

(7) 小美玉市立地適正化計画（平成31年3月）

■立地の適正化に関する基本的方針（目指すべき都市構造）

方針1 まちに賑わいを生む2つの中心拠点の形成（居住誘導区域及び都市機能誘導区域の設定）

中心となる拠点を、公共交通アクセス性に優れ、かつ将来的に人口の増加または一定の維持が見込める用途地域内（羽鳥市街地・小川市街地）に設定します。

方針2 地域の人々の暮らしを支える機能を維持する地域拠点の形成（地域拠点の設定）

生活サービス施設を確保することで、日常生活に必要な機能の維持を図り、安心して暮らしていけるまちを目指します。

方針3 拠点をつなぐ利便性の高い公共交通ネットワークの構築（公共交通に関する方針）

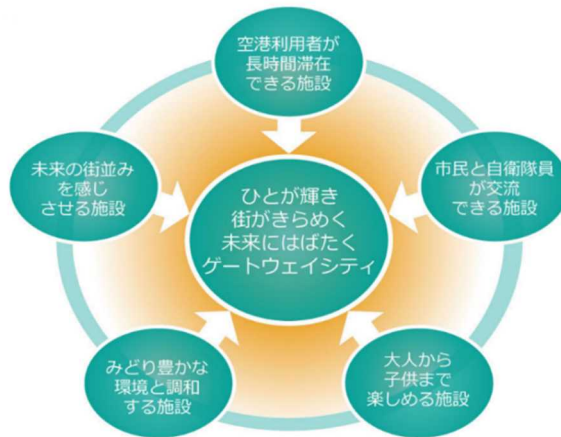
中心拠点と地域拠点を結ぶ公共交通については、バスルートの把握・再編や乗り継ぎ等の利便性向上を図ります。羽鳥市街地のJR常磐線羽鳥駅及び小川市街地に隣接する小川駅は、交通結節点としての利便性向上を図るとともに、拠点内の道路・歩道等の整備を強化し、人々が安全・安心に移動できるまちを目指します。

(8) 小美玉市まちづくり構想（令和2年3月）

■基本理念

- 空港利用者が長時間滞在できる施設
- 市民と自衛隊員が交流できる施設
- 大人から子供まで楽しめる施設
- みどり豊かな環境と調和する施設
- 未来の街並みを感じさせる施設

ひとが輝き、街がきらめく、
未来にはばたくゲートウェイシティ



■基本目標

空の交流エリア	茨城空港ターミナルビルと茨城空港テクノパークがあるこのエリアは、あらたな交流拠点の形成によって、交流人口の拡大と情報発信力を高め、空港利用と産業立地の促進による地域振興を図ります。また、周辺の自然環境を保全しつつ、多くの人々が利用できる公園整備を推進します。
ゲートウェイエリア	空のえき「そ・ら・ら」があるこのエリアは、「そ・ら・ら」の機能拡張による利便性向上によって、人の吸引力をいっそう高め、通過型の街から滞在型の街への移行を目指すと共に、北関東の空の玄関口にふさわしい魅力的で快適な街並みづくりを行います。
空港アクセス沿道エリア	現況が、農地や林野地が大半を占めている茨城空港アクセス道路のエリアは、農地のもつ緑地としての機能や、農業・酪農体験の場としての機能等を再評価した上で、施設を集团的に整備するゾーンや沿道農地として活用するゾーンなど、それぞれが調和した土地利用を実現することで、均衡ある地域振興を図ります。

(9) 小美玉市国土強靱化地域計画（令和2年3月）

■本市における国土強靱化の基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しても市民の生命、財産を守り、経済社会活動に致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を兼ね備えることで、生活の安全がしっかりと確保され、安心して暮らし続ける社会の形成を目指すこととします。

(10) 小美玉市公共施設等総合管理計画（令和3年3月）

■基本方針

1. 適切な維持管理による財政負担の軽減
2. 将来のまちづくりと連動した適正配置
3. 継続的な計画の見直し
4. 資産の長期的かつ安定的な運用
5. 市民・民間事業者との協働

(11) 小美玉市農業振興地域整備計画（令和2年3月）

■土地利用の構想

当地域の個性を十分活かし、周囲の都市的土地利用の現状を的確に見極め、今後安定かつ健全なる農業の振興を期するため、農地の効率的利用を積極的に推進し、規模の大きい生産性の高い土地利用型農業経営体を育成するとともに、施設園芸等の集約型農業及び畜産経営体を育成する。

(12) 小美玉市耐震改修促進計画（令和3年3月）

■耐震診断及び耐震改修に係る基本的な方針

1. 耐震化に対する啓発及び知識の普及
2. 耐震化に対する支援の実施
3. 建築物の総合的な安全対策

2-2 各種基礎的データ

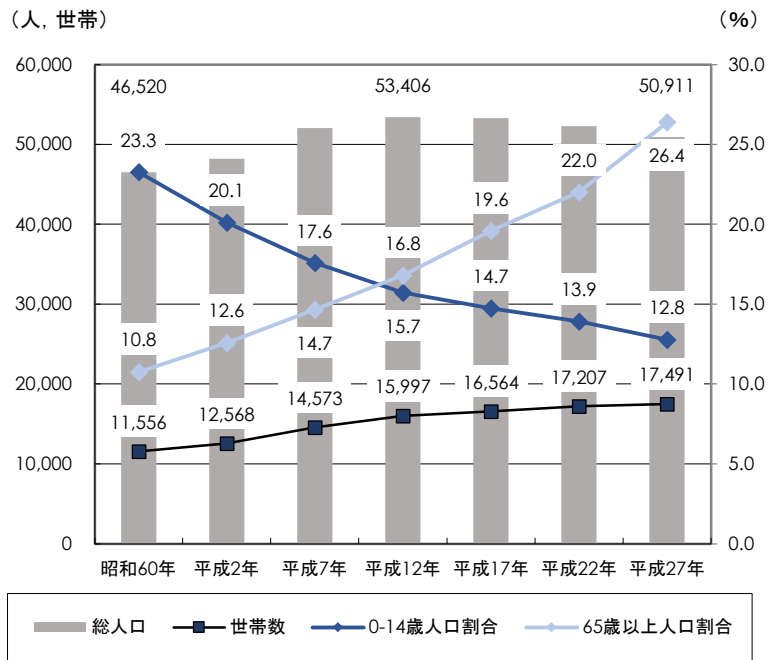
(1) 人口・世帯数の推移

- ・平成 27 年度における人口は、50,911 人、世帯数は 17,491 世帯
- ・人口は、平成 12 年をピークに減少傾向（平成 12-27 年は 2,495 人減）
- ・世帯数は、増加傾向（平成 2-27 年は 4,923 世帯増）
- ・1 世帯あたり平均人員は、減少傾向（昭和 60 年の約 4.03 人／世帯、平成 27 年の約 2.91 人／世帯）

(2) 年齢3区分人口の推移

- ・年少人口（0-14 歳）は、減少（昭和 60 年は 23.3%，平成 27 年は約 12.8%）
- ・生産年齢人口（15-64 歳）は、わずかに減少（昭和 60 年は約 65.9%，平成 27 年は約 60.7%）
- ・老年人口（65 歳以上）は、増加（昭和 60 年は約 10.8%，平成 27 年は約 26.4%）

■図一人口・世帯数・年齢3区分人口の推移



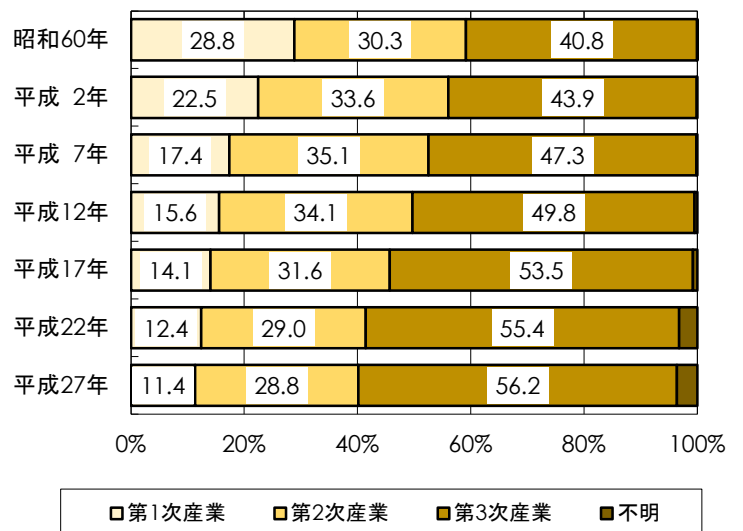
資料：国勢調査

2-3 産業・経済

(1) 産業別就業者数

- ・第 1 次産業就業者数は、減少（昭和 60 年は約 28.8%，平成 27 年は約 11.4%）
- ・第 3 次産業就業者数は、増加（昭和 60 年は約 40.8%，平成 27 年は約 56.2%）
- ・平成 27 年の全県平均（第 1 次 5.6%，第 2 次 28.5%，第 3 次 61.7%）に比べ第 1 次産業就業者割合が高く、第 3 次就業者割合が低い

■図一産業別就業者構成の推移



資料：国勢調査

(2) 農業

- ・販売農家数は、減少（昭和60年は4,262戸、平成27年は2,526戸）
- ・農家人口は、減少（昭和60年は20,839人、平成27年は6,797人）
- ・総世帯数に対する販売農家数の割合は、減少（昭和60年は約36.9%、平成27年は約14.4%）
- ・総人口に対する農家人口の割合は、減少（昭和60年は約44.8%、平成27年は約13.4%）

(3) 工業（昭和63年から令和元年）

- ・従業者4人以上の事業所数は、平成11年をピークに減少傾向（昭和63年は156事業所、令和元年は123事業所）
- ・従業者数は、増加傾向（昭和63年は5,892人、令和元年は6,865人）

(4) 商業（昭和63年から平成28年）

- ・事業所数（法人＋個人）は、平成3年をピークに減少傾向（平成3年は598事業所、平成28年は374事業所）
- ・従業者数は、増加（昭和63年は2,519人、平成28年は3,360人）
- ・年間商品販売額は、平成28年をピークに増加傾向（昭和63年は54,650百万円、平成28年は120,431百万円）

(5) 商圏の状況（茨城県消費者行動圏調査報告書2016年）

- ・流出率は特に石岡市への依存が高く（約75.0%）、水戸市、土浦市、つくば市等へも流出
- ・吸収率は特に食料品・日用品について石岡市（約25.2%）、行方市から吸収

(6) 余暇圏の状況（茨城県消費者行動圏調査報告書2016年）

- ・流出率は特に石岡市への依存が高く（約50.7%）、水戸市、土浦市、ひたちなか市等へも流出
- ・吸収率は石岡市（約7.2%）、茨城町、大子町から吸収

(7) 観光

- ・小美玉市ふるさとふれあいまつりの盆踊りは、県下最大級
- ・空のえき「そ・ら・ら」や、やすらぎの里小川、四季文化館（みの〜れ）等の観光集客施設が立地し、体験教室、音楽イベント等を開催
- ・茨城空港の旅客数は、増加傾向となっており令和元年度は、776,002人
- ・旅客数の約8割を占める国内線は、増加傾向となっており令和元年度は、635,279人

2-4 土地・建物・開発

(1) 都市計画区域内における土地利用状況（平成29年）

- ・自然的土地利用面積は10,283ha（約72.6%）、都市的土地利用は3,879ha（約27.4%）
- ・自然的土地利用の内訳は、畑が4,454ha（約31.4%）と最も多い
- ・都市的土地利用の内訳は、住宅用地が1,175ha（約8.3%）と最も多い

■表一 都市計画区域内における土地利用の変遷

区域区分		平成2年		平成9年		平成19年		平成29年		
		面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	
自然的 土地 利用	農地	田	2,339	16.7	2,180	15.5	2,018	14.4	1,893	13.4
		畑	5,378	38.3	5,338	38.1	4,825	34.4	4,454	31.4
	山林	2,755	19.6	2,712	19.3	2,823	20.1	2,653	18.7	
	原野・荒地	399	2.8	624	4.4	780	5.6	1,199	8.5	
	河川・水面水路	114	0.8	79	0.6	89	0.6	83	0.6	
	その他	0	0.0	16	0.1	6	0.0	2	0.0	
自然的土地利用 小計		10,985	78.3	10,949	78.1	10,541	75.2	10,283	72.6	
都市的 土地 利用	住宅用地	1,198	8.5	1,164	8.3	1,138	8.1	1,175	8.3	
	併用住宅用地	54	0.4	65	0.5	100	0.7	104	0.7	
	商業用地	72	0.5	134	1.0	159	1.1	130	0.9	
	工業専用用地	188	1.3	16	0.1	15	0.1	15	0.1	
	工業専用以外			181	1.3	212	1.5	280	2.0	
	運輸施設用地	48	0.3	42	0.3	68	0.5	119	0.8	
	公共用地	20	0.1	29	0.2	26	0.2	22	0.2	
	文教厚生用地	125	0.9	120	0.9	153	1.1	197	1.4	
	公園・緑地・ 公共空地	40	0.3	53	0.4	44	0.3	65	0.5	
	ゴルフ場	160	1.1	168	1.2	167	1.2	179	1.3	
	太陽光発電施設	—	—	—	—	—	—	124	0.9	
	その他の空地	153	1.1	112	0.8	199	1.4	192	1.4	
	防衛用地	398	2.8	412	2.9	405	2.9	433	3.1	
	道路用地	563	4.0	567	4.0	781	5.6	830	5.9	
	鉄道用地	14	0.1	10	0.1	11	0.1	6	0.0	
駐車場用地	6	0.0	2	0.0	2	0.0	7	0.0		
都市的土地利用 小計		3,039	21.7	3,075	21.9	3,480	24.8	3,879	27.4	
合計面積		14,024	100.0	14,024	100.0	14,021	100.0	14,162	100.0	

※各年とも都市計画基礎調査集計解析上のデータを採用。

資料：都市計画基礎調査

(2) 農地転用の状況（平成22年度から平成26年度）

- ・平成26年の行政区域全体の農地転用件数は115件、転用総面積は12.3ha
- ・転用用途の内訳は、住居系64件、商業系が3件、工業系が6件、公共系が4件、その他が38件
- ・平成22年度から平成26年度の5箇年の推移は、転用件数及び転用面積をみると、行政区域全体においては増加傾向、用途地域内においてはほぼ横ばい

2-5 都市計画区域、地域地区

(1) 都市計画区域、地域地区の指定状況

- ・本市は、3町村の合併を受け、平成19年5月31日に3つの都市計画区域を統合し、小美玉市の全域が小美玉都市計画区域となる（地先公有水面含む）

■表一 都市計画区域等の指定（変更）の経緯

指定（変更）年月日	指定（変更）地域	面積（ha）
昭和47年10月9日	美野里都市計画区域の指定	6,190.0
昭和51年11月20日	小川都市計画区域の指定	6,439.0
平成4年9月1日	玉里都市計画区域の指定	1,533.0
平成19年5月31日	小美玉都市計画区域の変更	14,162.0

(2) 用途地域及び用途地域外人口の推移

- ・用途地域内人口は、増加（昭和50年は3,327人、平成27年は9,260人）

■表一 用途地域及び用途地域外人口の推移

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
行政区域	40,536	44,371	46,520	48,200	52,041	53,406	53,265	52,276	50,911
	—	9.5	4.8	3.6	8.0	2.6	▼0.3	▼1.8	▼2.6
都市計画区域	17,159	37,364	39,125	40,234	52,041	53,406	53,265	52,276	50,911
	—	117.8	4.7	2.8	29.3	2.6	▼0.3	▼1.8	▼2.6
用途地域	3,327	3,708	7,215	7,641	8,155	—	8,302	8,797	9,260
計	—	11.5	94.6	5.9	6.7	—	1.8	5.9	5.2
用途地域外	13,832	33,656	31,910	32,593	43,886	—	44,963	43,479	41,651
計	—	143.3	▼5.2	2.1	34.6	—	2.5	▼3.3	▼4.2
都市計画区域外	23,377	7,007	7,395	7,966	—	—	—	—	—
	—	▼70.0	5.5	7.7	—	—	—	—	—

※各年10月1日現在、上段は実数。下段は対前回調査年比増加率。▼は、減少を表します。

※平成12年の用途地域内外人口は未調査。平成17年の用途地域内外人口増加率は、平成7年との比較。

資料：都市計画基礎調査

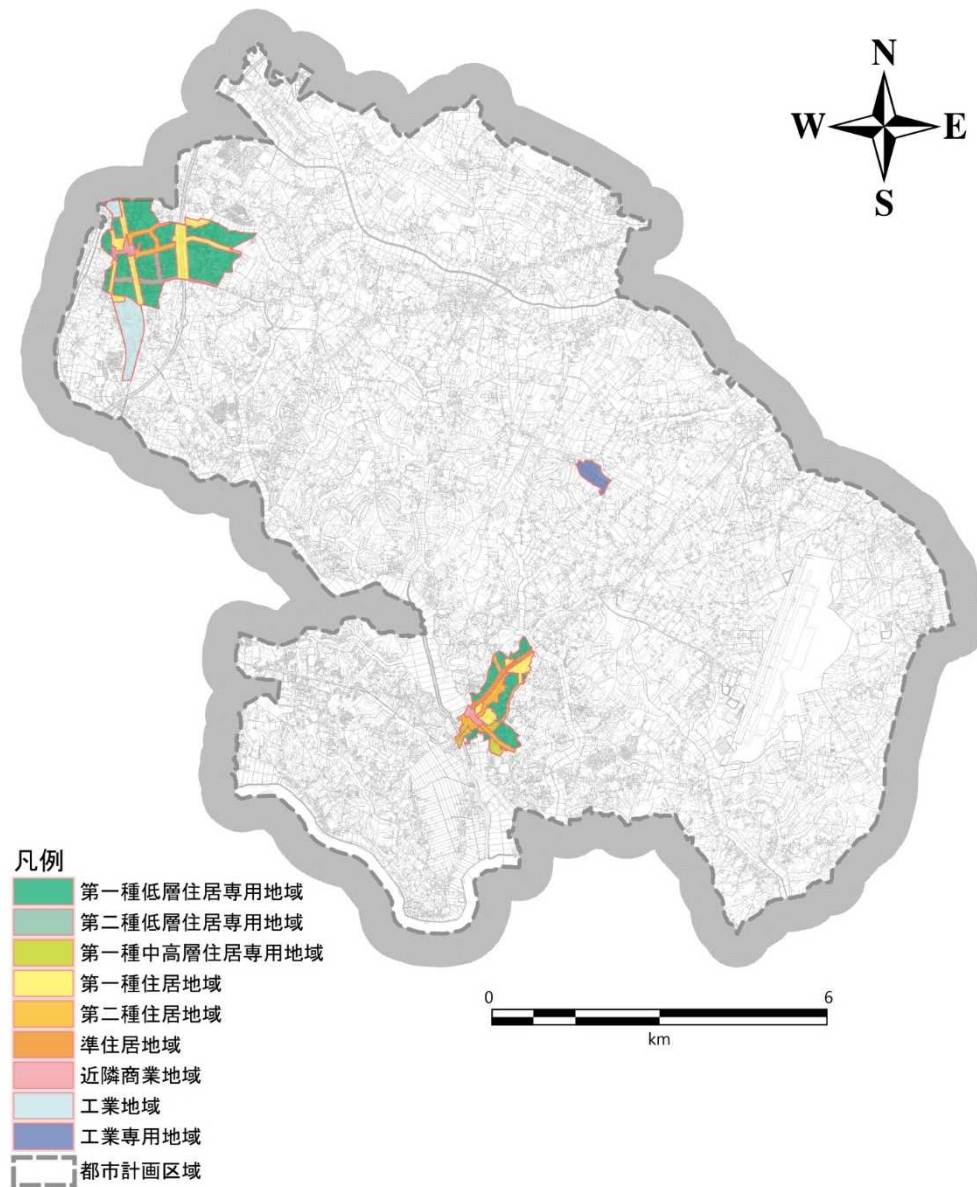
2-6 用途地域の指定状況（平成28年10月4日指定）

- ・本市は、用途地域 512.3ha を指定
- ・用途地域は、住居系 6 用途 428.0 ha，商業系 1 用途 12.0 ha，工業系 2 用途 72.0 ha を指定
- ・用途地域の内訳は、第一種低層住居専用地域（268.0ha）が全体の約 52.3%を占め、第一種住居地域 81.0 ha（約 15.8%），工業地域 52.0ha（約 10.2%）等の順

■表一用途地域の指定状況（平成28年10月4日指定）

区分			容積率	建ぺい率	面積 (ha)	構成比 (%)	
都市計画区域			—	—	14,162.0	100.0	—
用途地域	用途地域		—	—	512.3	3.6	100.0
	住居系	第一種低層住居専用地域	80・150	40・60	268.0	1.9	52.3
		第二種低層住居専用地域	150・200	60	15.0	0.1	2.9
		第一種中高層住居専用地域	100・150	50・60	14.0	0.1	2.7
		第二種中高層住居専用地域	—	—	0.0	0.0	0.0
		第一種住居地域	200	60	81.0	0.6	15.8
		第二種住居地域	200	60	39.0	0.3	7.6
		準住居地域	200	60	11.0	0.1	2.2
		小計	—	—	428.0	3.0	83.5
	商業系	近隣商業地域	200・300	80	12.0	0.1	2.3
		商業地域	—	—	0.0	0.0	0.0
		小計	—	—	12.0	0.1	1.9
	工業系	準工業地域	—	—	0.0	0.0	0.0
		工業地域	200	60	52.0	0.4	10.2
		工業専用地域	200	60	20.0	0.1	3.9
小計		—	—	72.0	0.5	14.6	
用途地域外			—	—	13,649.7	96.4	—

■ 図一 用途地域図



2-7 その他の協定

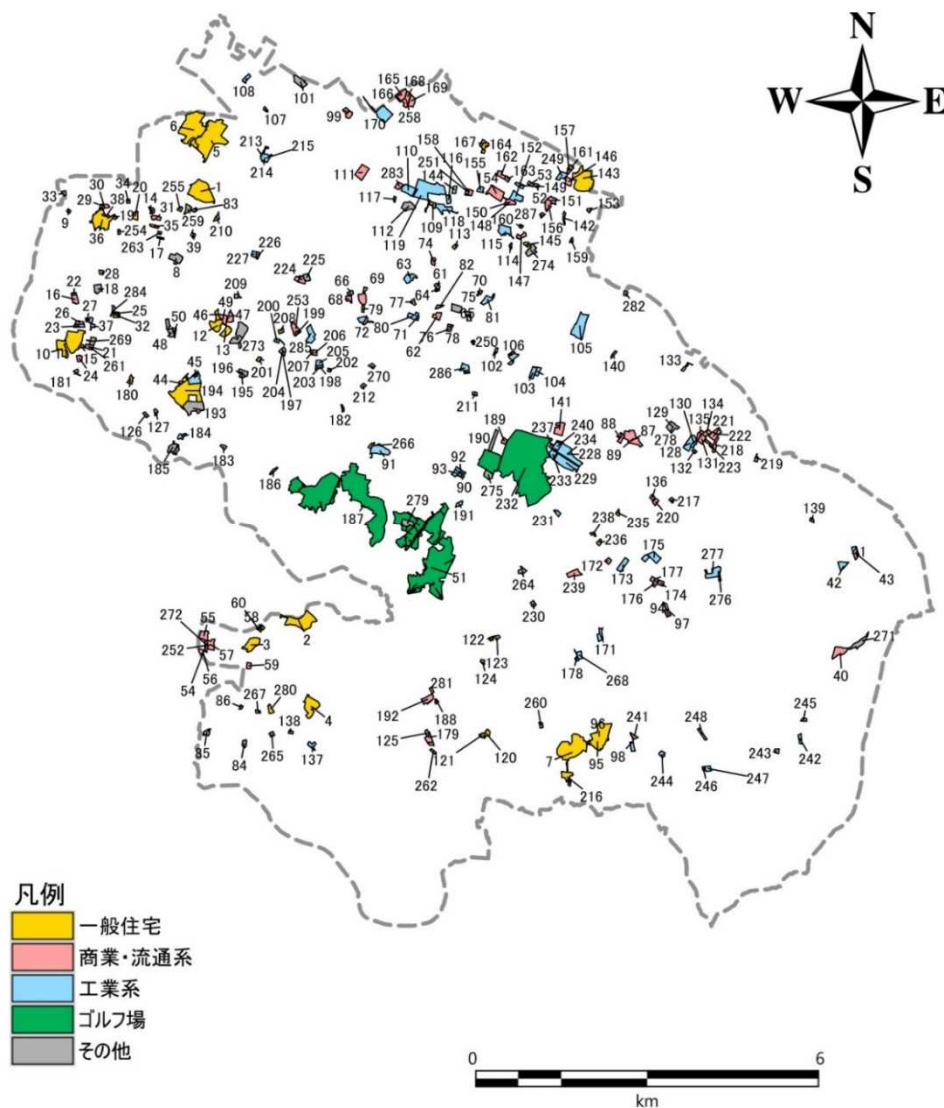
- ・西郷地地区の「清風台団地」において建築物等に関わる協定を締結

2-8 面整備の状況

(1) 開発許可等の状況

- ・H29 都市計画基礎調査時点では開発行為（3,000m²以上）や旧宅造法による開発が累計 287 件あり、事業種別の内訳は、一般住宅 58 件、商業・流通系 93 件、工業系 92 件、ゴルフ場 3 件（内 1 件廃止）、その他 41 件となっている。
- ・H29 都市計画基礎調査以降では令和 2 年 10 月末までに新たに宅地分譲が 2 件、事業系が 36 件、累計 38 件の開発が行われている。

■ 図一 開発許可等状況図



資料：都市計画基礎調査（H29）

(2) 工場適地の状況

- ・工場立地法に基づく工場適地は、小岩戸地区（24.6ha）、茨城空港テクノパーク（37.0ha）を指定。
- ・立地未決定面積は小岩戸地区が 8.3ha、茨城空港テクノパークが 37.0ha となっている。

■表－茨城空港テクノパーク 概要

用地面積	総面積 51.7ha 分譲面積 37.2ha	
建ぺい率等	建ぺい率 60% 容積率 200%	
指定地域	工場適地	
アクセス	道路	東関東自動車道水戸線茨城空港北 IC へ約 6km 常磐自動車道岩間 IC へ約 15km, 石岡小美玉スマート IC へ約 15km 国道 6 号へ約 13km
	鉄道	JR 常磐線石岡駅へ約 16km, JR 常磐線羽鳥駅へ約 17 km 鹿島臨海鉄道大洗鹿島線新鉾田駅へ約 10km
	空港	茨城空港隣接, 成田国際空港へ約 65km

2-9 公共・公益施設の状況

(1) 幹線道路の状況（平成 31 年 3 月 31 日現在）

- ・幹線道路は、高速道路 1 路線、国道 2 路線、主要地方道 4 路線、一般県道 7 路線である。
- ・幹線道路の総実延長 103,579 m に対する舗装済み延長は 103,579 m（舗装率 100.00%）、改良済み延長は 88,224 m（改良率約 85.18%）となっている。

■表－管理者別道路の整備状況

種別	道路名称	実延長 (m)	舗装済延長		改良済延長 (m)	改良率 (%)	
			(m)	舗装率 (%)			
高速道路	常磐自動車道	6,400	6,400	100.00	6,400	100.00	
国道	国道 6 号	8,830	8,830	100.00	8,830	100.00	
	国道 355 号	11,195	11,195	100.00	10,557	94.30	
県道	主要地方道	小川鉾田線	8,357	8,357	100.00	8,357	100.00
		水戸神栖線	1,478	1,478	100.00	1,357	91.81
		石岡城里線	7,691	7,691	100.00	7,471	97.14
		玉里水戸線	13,302	13,302	100.00	8,699	65.40
		計	30,828	30,828	100.00	25,884	83.96
	一般県道	紅葉石岡線	11,168	11,168	100.00	11,161	99.94
		上吉影岩間線	16,180	16,180	100.00	10,768	66.55
		宍倉玉里線	3,639	3,639	100.00	1,100	30.23
		竹ノ内羽鳥停車場線	740	740	100.00	0	0.00
		羽鳥停車場江戸線	3,822	3,822	100.00	2,747	71.87
		茨城空港線	2,827	2,827	100.00	2,827	100.00
		大和田羽生線	7,950	7,950	100.00	7,950	100.00
	計	46,326	46,326	100.00	36,553	78.90	
	総計		103,579	103,579	100.00	88,224	85.18

※平成 31 年 3 月 31 日現在

資料：茨城県

(2) 自動車交通の状況

- ・北に水戸都市圏，南に土浦都市圏があることから，主要な幹線道路は，概ね南北方向に配置されている。
- ・広域的な都市間連携を担う常磐自動車道と国道 6 号，国道 355 号が西側にあり，この 2 路線を補完する形で南北方向に（県）水戸神栖線や石岡城里線，玉里水戸線がある。
- ・東西方向の幹線道路としては，本市と香取市方面や笠間市方面を連絡する国道 355 号が南部に配置され，これを補完する形で，（県）小川鉾田線が配置されている。
- ・交通量は，特に国道 6 号の交通量が多い上に，混雑度が高い。
- ・茨城空港アクセス道路の開通により，常磐自動車道石岡小美玉スマート IC から茨城空港へのアクセスが強化された。

(3) 都市計画道路の状況

- ・幹線街路及び特殊街路 8 路線（延長 12,500m），改良済み延長は 6,590m（改良率約 52.7%）である。
- ・（都）羽鳥停車場・池花線の一部として約 6,400m²の JR 羽鳥駅前交通広場を設置している。

■表一 都市計画道路の整備状況

種別	名称		計画決定		改良済延長 (m)	改良率 (%)	当初決定年月日
	路線番号	路線名称	計画幅員 (m)	計画延長 (m)			
幹線街路	3・4・1	羽鳥停車場・池花線	20 (16)	3,040	3,040	100.0	昭和 52 年 02 月 21 日
	なお，小美玉市大字羽鳥字東裏に約 6,400m ² の JR 羽鳥駅前交通広場を設ける。						
	3・4・2	羽鳥宿・張星線	22・16 (12)	3,080	3,000	97.4	昭和 52 年 02 月 21 日
	3・5・3	坂境・江戸線	14	2,400	0	0.0	昭和 52 年 10 月 01 日
	3・5・4	脇山・東原線	12	1,510	550	36.4	昭和 52 年 10 月 01 日
	3・5・5	花館・遠州線	12	1,670	0	0.0	昭和 52 年 10 月 01 日
	3・2・6	石岡・玉里線	30	720	0	0.0	平成 09 年 03 月 03 日
	3・4・1	村上・六軒線	—	—	—	—	—
特殊街路	8・7・1	羽鳥駅東西自由通路線※	4	80	0	0	平成 28 年 10 月 04 日
	なお，小美玉市大字羽鳥字東平において，立体的な範囲を定める。						
合計				12,500	6,590	52.7	—

※令和 4 年 3 月時点整備済み

資料：都市計画基礎調査

(4) 市道の状況（令和 2 年 3 月 31 日現在）

- ・市道は，5,275 路線（1 級市道 47 路線，2 級市道 32 路線，その他の市道 5,196 路線），実延長は 1,427,917 m である。
- ・市道の整備状況は，実延長 1,427,917m に対して舗装済み延長は 778,540m（舗装率約 54.52%），改良済み延長は 527,479 m（改良率約 36.94%）である。

2-10 公共交通機関の状況

(1) 鉄道の状況

- ・JR常磐線が南北方向に通過し、本市と福島県、関東圏とを結んでいる。
- ・市内にはJR羽鳥駅が設置されており、市民の通勤通学の拠点等としての役割を担っている。
- ・JR羽鳥駅の1日あたり乗車人員は2,290人（令和元年度）となっている。

(2) 路線バス・コミュニティバスの状況

- ・路線バスは、JR羽鳥駅、茨城空港や小川駅等から、隣接する石岡市、鉾田市や行方市をはじめ、近接する土浦市、水戸市等を結んでいる。
- ・本市と石岡市、鉾田市を結んでいた旧鹿島鉄道区間については、代替バス（かしてつバス）が運行されている。
- ・公共交通不便地域の改善を図るため、地域の需要に応じたコミュニティバスが運行されている。

2-11 公園・緑地の整備状況

(1) 都市計画公園及び都市公園、その他の公園

- ・都市計画法の都市計画公園は、東平児童公園（街区公園・面積0.32ha）、希望ヶ丘公園（地区公園・面積3.80ha）、茨城空港公園（総合公園・面積19.30ha）、小美玉スポーツシューレ公園（運動公園・14.50ha）の4箇所が都市計画決定されている。
- ・都市公園法に基づく都市公園は、堅倉わんぱく公園や玉里運動公園等7箇所（26.79ha）が整備済みである。
- ・その他の公園・緑地・広場等は、小川運動公園や堅倉運動広場等18箇所（20.20ha）が整備済みである。

(2) 人口1人あたり都市公園等面積

- ・人口1人あたりの都市計画公園面積は、約2.16m²/人、都市公園等面積は約7.43m²/人、その他の公園・緑地等を含む都市公園等面積は約11.39m²/人となっている。

2-12 下水道・河川の整備状況

(1) 下水道等の状況（令和3年3月31日現在）

- ・下水道普及率は、約47.3%（処理人口23,632人）、農業集落排水普及率は約9.4%（処理人口4,690人）、合併浄化槽普及率は約25.7%（処理人口12,826人）である。
- ・生活排水処理人口総合計は41,148人で、生活排水処理総合普及率（下水道処理人口+農業集落排水処理人口+合併浄化槽処理人口/行政人口）は約82.4%である。
- ・流域関連公共下水道は、霞ヶ浦湖北流域下水道として都市計画決定済みである。

(2) 河川の状況

- ・主な準用河川（市管理）は、梶無川、花野井川、黒川、裏池川等で、利根川水系に属している。

2-13 生涯学習・文化施設及び体育施設の状況

(1) 生涯学習・文化施設等の状況

- ・生涯学習施設として、小川図書館・資料館、美野里公民館、玉里公民館・図書館・史料館等を設置している。
- ・地区のコミュニティ（集落）センターは、市域全域で128箇所（小川地区55箇所、美野里地区51箇所、玉里地区22箇所）を設置している。
- ・文化芸術活動の拠点は、小川文化センター（アピオス）（固定席1,075席）、四季文化館（みの〜れ）（森のホール600席）、生涯学習センター（コスモス）（固定席535席）等を設置している。

(2) 体育施設の状況

- ・体育施設は、小川運動公園（面積6.1ha）や希望ヶ丘公園（面積11.6ha）のほか、玉里運動公園（面積10.3ha）等の運動公園や野球場等を設置している。

2-14 指定避難所及び避難場所の状況

- ・指定避難所及び避難場所は、小・中学校や高等学校等47箇所、収容可能人数は約35,200人である。
- ・第一次緊急輸送道路は、常磐自動車道や国道6号、国道355号等が指定されている。
- ・第二次緊急輸送道路は、（県）大和田羽生線が指定されている。
- ・第三次緊急輸送道路（市指定等を含む）は、市道小115号線等が指定されている。

2-15 市民の意向（小美玉市第2次総合計画におけるアンケート結果より）

(1) 生活環境について（設問「交通体系・公共交通について大切だと思うこと」）

- ・「バス路線の拡大・コミュニティバスの整備」が26.0%と最も多く、次いで「デマンド交通の整備」が17.1%で、利便性の高い公共交通ネットワークが求められている。
- ・「茨城空港を活用した広域的な交通体系の整備」が15.6%と、茨城空港を拠点とした広域的な繋がりも必要とされている。

(2) 産業について（設問「小美玉市の今後の産業振興や新たな産業づくりで大切だと思うこと」）

- ・「茨城空港を生かした新たなビジネス支援」が29.1%と最も多く、次いで「地産地消の推進」が16.8%、「異業種連携の促進（農・工・商の連携、産官学の連携等）」が13.3%となっており、小美玉市の強みとして、茨城空港に対する期待度の高さがうかがえる。

3. 本市に求められる課題

3-1 本市の現状からの課題

本市の現況を整理することによって、本市のまちづくりに対するニーズを把握します。

(1) 人口

- ・人口減少・少子高齢化により都市の活力の低下が懸念される。
- ・少子高齢化社会を踏まえた子育て世帯や高齢者が暮らしやすい地域づくりへ対応する必要がある。

(2) 産業

- ・農業については縮小傾向であるが、自然・景観資源等の観点からも維持していく必要がある。
- ・工業については、既存の工業団地やテクノパーク等の新規の工業団地を最大限活用し、より一層の産業振興を図る必要がある。
- ・商業については日常的な生活利便性の維持向上させるため、産業振興をより一層図る必要がある。

(3) 土地利用

- ・立地適正化計画と整合した土地利用を推進する必要がある。
- ・農地が減少している上に、耕作放棄地を含む原野・荒地の増加が著しいため、都市的未利用地や耕作放棄地について適切な土地利用を図る必要がある。
- ・運輸施設用地が大きく増加しており、自然環境に配慮しつつ、交通ネットワークを最大限活用出来るよう効率的な土地利用を図る必要がある。
- ・多くの開発行為が行われており、周辺環境に配慮しつつ、適切な土地利用を促進する必要がある。

(4) 都市施設

- ・生活環境の維持・向上を図るため、既存ストックの老朽化対策を含めた活用を図るとともに、計画的に整備・保全を推進する。
- ・引き続き道路整備を推進し、歩行者の安全性と自動車の交通利便性を向上させる。

(5) 交通

- ・空港・鉄道・高速道路等を含む広域交通ネットワークを強化する。
- ・路線バスやコミュニティバス等を維持することで、市内の交通利便性を確保する。

(6) 公園・緑地

- ・生物多様性の保全に配慮しつつ、豊かな水と緑に包まれた潤いのある空間の形成を図る。
- ・市民が集う賑わいのある公園となるよう活用を図るとともに、市民参加による整備・管理を促進する。

(7) 公共公益施設

- ・人口規模に応じて適切な管理・運営が行えるよう対応する必要がある。

(8) 防災

- ・災害に備えて指定避難所や避難場所の維持管理、緊急輸送道路の強化等防災対策を推進する。
- ・ハザードマップの活用により、浸水想定区域や土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の指定状況や、避難所の位置等、情報の周知を促進し、市民の防災意識の向上を図る。

(9) 景観

- ・空き家や空地・耕作放棄地の増加により景観の悪化が懸念される。
- ・自然環境や田園風景を保全することで潤いのある居住環境の形成を図る必要がある。

(10) 観光レクリエーション

- ・特にスポーツを目的とした吸収人口では、市外からの流入があるにもかかわらず市民の利用が低い。
- ・市民の利用を促す取り組む必要がある。
- ・空港と周辺施設が一体となった活用を促進する。
- ・既存の観光集客施設や歴史的資源を活かした交流人口の拡大を図る必要がある。

3-2 全国的な課題

本市に関連する全国的な都市づくりの課題を整理します。

(1) 少子高齢化と人口減少への対応

2015年における日本の総人口は1億2,709万人（国勢調査）となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、2040年の1億1,092万人を経て、2053年には1億人を割って9,924万人になると推計されています。こうした人口減少に加え、国民の平均寿命の延伸と、晩婚化や未婚化等により、少子高齢化も進行しています。

本市においても同様な状況となっていることから、人口減少・少子高齢化に対応したまちづくりとして、定住促進に向けた生活環境の整備や子育て支援の一層の充実、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らせる都市づくりを進めることが重要です。

また、人口減少や経済の低成長等を背景とした厳しい財政状況の中、既存ストックである今ある公共施設等を生かすとともに、ICTやDX等の情報通信に関する新技術の活用により、コンパクトで効率的でありながら、より便利な暮らしを支えるまちづくりへの転換が求められています。

(2) 安全・安心思考の高まりへの対応

近年、東日本大震災をはじめ、集中豪雨による鬼怒川決壊等の自然災害が日本各地で発生し、防災への意識が高まっています。また、地域コミュニティに対する市民の意識の変化や単身世帯の増加等により、地域における繋がりが希薄化している中で、地域の防犯や災害時の助け合い等地域コミュニティの必要性が見つめ直されています。

本市においても、今後も市民が安全・安心な生活を送ることが出来るよう、インフラの老朽化対策や防災や減災等災害に強い都市づくりを進めるとともに、コミュニティを含めた様々な側面からの検討が必要となっています。

(3) 環境問題への対応

地球温暖化をはじめ、地球規模で様々な環境問題が深刻化しています。また、先の東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故により、経済性のみならず、安全性を踏まえたエネルギー供給が求められることとなりました。

ごみの減量化やリサイクルの推進、自然エネルギーの利用促進等循環型社会の形成を図るとともに、河川、里山、森林等、良好な自然環境づくりと、地域発展のための開発や整備のバランスに配慮した都市づくりを進めることが重要です。

また、持続可能な社会を実現する「SDGs」に貢献するまちづくりとしては、暮らしや営みが安心して行える地域づくりを推進することにより、市民が「住み続けられるまちづくり」を目指すことが重要です。

(4) 観光立国の推進

平成28年に「明日の日本を支える観光ビジョン—世界が訪れたい日本へ—」が策定され、訪日外国人旅行者数については2030年6,000万人（2015年（平成27年）の3倍）、訪日外国人旅行消費額15兆円（2015年（平成27年）の4倍超）、地方部での外国人延べ宿泊者数1億3,000万人泊（2015年（平成27年）の5倍超）等を目指としています。

本市においても、茨城空港や幹線道路等の広域交通ネットワークや、空のえき「そ・ら・ら」等の観光資源を生かした魅力の発信による観光産業の強化が求められています。

(5) 地域資源を生かしたまちづくり

自動車の普及や広域交通ネットワークの整備により、住民生活の行動範囲が広域化し、人の移動が活発化したことにより、地域間競争が進みつつあります。これに対し、地域の特徴を生かした、各自治体独自のまちづくりが求められています。

本市においては、小美玉ブランドの農産物の開発、霞ヶ浦や水辺・平地林等の自然環境、茨城空港や空のえき「そ・ら・ら」等の地域資源を生かした個性的なまちづくりを行うことが重要です。

(6) 市民協働によるまちづくり

様々な社会情勢の変化により、住民生活におけるニーズは高度化・多様化しており、これまでの行政主導による取り組みでは、これらの住民ニーズ全てに対応することが難しくなっています。そこで、高度化・多様化するニーズに対応していくためには、行政と市民、地域コミュニティ、NPO法人をはじめとする各種団体、企業等がまちづくりの担い手となり、協働・連携による取り組みをこれまで以上に推進していく必要があります。

(7) 新型コロナウイルス感染症等の流行性疾患への対応

新型コロナウイルスへの対応としては、都市の持つ集積のメリットを活かしてコンパクトシティを推進しつつ、「ニューノーマル」に対応したまちづくりとして、リモートワーク等の職住近接のまちづくり、総合的な交通戦略の推進、緑やオープンスペースの活用等を進める必要があります。

3-3 都市づくりの前提条件

本市の各種現況や上位・関連計画の位置づけ、市民意向、全国的な都市づくりの課題から、本市が今後進める都市づくりにおける前提条件を整理します。

(1) 少子高齢化と人口減少への対応

- ・子育て世帯や高齢者が暮らしやすい地域づくりを進める。
- ・人口規模に適した生活利便性の高い市街地を形成する。
- ・市街地や各拠点等を連携する利便性の高いネットワークを構築する。

(2) 防災力の向上

- ・災害リスクに応じた土地利用コントロールを図る。
- ・防災体制の充実・強化を図る等、市民の生命と財産を守る災害に強いまちづくりを推進する。
- ・市民一人ひとりの防災意識を高める等、地域の防災力の向上を図る。

(3) 魅力の再発見と発信

- ・地域固有のさまざまな資源＝礎材（自然、歴史・文化、産業、人等）をさらに生かしながら、活力と魅力ある地域社会を形成する。
- ・魅力を再認識し、シビックプライドの醸成を図る。

(4) 茨城空港を含む広域的ネットワークの活用

- ・茨城空港や幹線道路網を生かした新たな企業の誘致等活力を育む各種施策を推進する。
- ・首都圏や周辺自治体との連携を強化する広域的ネットワークを強化する。

3-4 分野別の都市づくりの課題

本市の都市づくりの前提条件を踏まえ、土地利用や都市施設等の都市計画の主要な分野ごとに課題を整理します。

(1) 土地利用

- ・立地適正化計画と整合した効率的な土地利用の推進が必要です。
- ・豊かな自然環境を生かしつつ、都市的な土地利用との調和のとれた、適切かつ計画的なまちづくりを進めることが必要です。
- ・将来の人口規模や産業活動等に適切に対応した、用途地域の指定や種別の見直しを検討することが必要です。
- ・茨城空港テクノパークは、新たな産業拠点として企業の立地を推進する必要があります。
- ・茨城空港アクセス道路及び広域幹線道路等の沿道エリアについて、沿道サービス機能の誘導を図る等、土地利用の適切な規制・誘導による計画的な土地利用の推進が必要です。
- ・霞ヶ浦や河川流域の水辺、台地上にまともって残る平地林等の自然環境の保全と活用について検討することが必要です。

(2) 市街地・集落地

- ・小川市街地, 羽鳥市街地, 玉里市街地の3つの市街地の役割や地域のもつ特性を生かしつつ, 子どもから高齢者までが安心していきいきと暮らせる魅力と活力のある市街地の整備を進める必要があります。特に小川市街地・羽鳥市街地については, 立地適正化計画において中心拠点に位置付けられていることから, 未利用地と空き地等を積極的に活用することで, 人々を呼び込むとともに, 中心となる地区に必要な都市機能の充実を図る必要があります。
- ・市域に点在する集落地においては, 立地適正化計画との整合を図りつつ農地や平地林と共生した良好な居住環境の形成が必要です。

(3) 道路

- ・東関東自動車道水戸線茨城空港北 IC や常磐自動車道石岡小美玉スマート IC へのアクセス, 県都水戸市, つくば市, 鹿行地域等との広域的な道路ネットワークの強化を図ることが必要です。
- ・茨城空港や分散する市街地, 各拠点等との適切な連携を図るため, 立地適正化計画と整合した幹線道路の整備を計画的・体系的に進める必要があります。
- ・特に中心拠点内の道路・歩道等の整備を強化し, 子どもや高齢者等の交通弱者にも配慮した, 人にやさしく安全な生活道路の整備を推進することが必要です。
- ・市域の平坦性を生かしつつ, 市民の余暇活動や公共施設等への移動, 観光施策にも寄与する安全で人と環境にやさしい自転車・歩行者ネットワークづくりの検討が課題です。

(4) 公共交通

- ・立地適正化計画との整合を図りながら, バス路線の再編や乗り継ぎ等の利便性向上を図ることが必要です。
- ・市民の身近な足となり, 分散する市街地間, 公共施設間の連絡を容易にし, 市域の一体的な発展を促すコミュニティバスについて維持することが必要です。

(5) 公園・緑地

- ・子どもから高齢者までが, 気軽に憩える身近な公園, 平地林, 湖沼等の地域の資源を活用した特色ある公園・緑地, 市民の多様なレクリエーションの拠点となる公園・緑地について, 既存施設との関係を踏まえつつ, 適正な配置の考え方のもとに, その整備を検討することが必要です。
- ・茨城空港のターミナルビルの周辺において, 本県の玄関口にふさわしい景観の形成に役立ち, 多くの人が利用できるよう整備を図ることが必要です。

(6) 河川・下水道

- ・河川の治水上の安全の確保を図るとともに, 自然環境の再生, 親水空間を併せ持った施設整備等の検討が課題です。
- ・生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図るとともに, 公共用水域の水質保全を図るため, 公共下水道事業等の推進を図ることが必要です。
- ・近年の激甚化する水災害に対し, あらゆる関係者が協働し, 流域全体で洪水に備えていく必要があります。

(7) 自然・歴史文化・景観

- ・霞ヶ浦や河川、各所に残る池沼等の水辺、まとまりのある樹林地や樹林地に囲まれた谷津田等後世に引き継ぐべき貴重な資源として、その保全や活用を検討することが必要です。
- ・各地に残る神社・仏閣、それにまつわる祭礼、旧水戸街道、水運で栄えた河岸の歴史等を後世に伝えていくまちづくりを検討することが課題です。
- ・市民の積極的な芸術文化活動への参加や人材の育成等、これまで培われてきた地域文化を育むまちづくりをさらに醸成していくことが必要です。
- ・湖、川、樹林地、谷津田、点在する集落地、そして市街地が織りなす調和のとれた景観形成と、それぞれの景観特性を守り、育んでいくための方策の検討が課題です。

(8) 公共公益施設

- ・市民一人ひとりが安心して豊かに暮らすことができる教育、文化、スポーツ等の各種公共施設については、既存の施設の活用を基本に、施設整備や統廃合を含む運営の効率化を図ることが必要です。
- ・社会情勢の変化を見定めつつ、子育て支援施設、高齢者をはじめとする福祉施策に関連した施設等については、その必要性、緊急性の視点から、施設の整備や運営に関する施策の充実が課題です。

(9) 防災

- ・ハザードマップを活用した災害リスクの周知により、市民一人ひとりの防災意識を高める等、地域防災力を強化することが必要です。
- ・指定避難所及び避難場所は、災害時の市民の安全の確保が図られるとともに、救護活動等の拠点として利用できることから、さらなる整備の推進及び避難や災害救助を迅速に行うための避難路並びに耐震安全性の確保が課題です。
- ・老朽化した木造建築物や空き家等が多い地区においては、火災による被害の拡大を予防するための環境整備が必要です。
- ・液状化が想定される区域や公共施設等があった場合、被害を軽減するため、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良を図ることが必要です。